

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」（ＪＣＩＰ）に関する よくある問い合わせ

種 別			質 問 内 容	回 答 （ 補 足 情 報 等 ）
申請範囲	電子申請システム（JCIP）の利用可能な範囲について	申請・届出	今回の電子申請システム（JCIP）において、建設業の許可証明願は申請することが可能なのか？	■ ホームページにも掲載しているとおり、以下の手続となります。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/ken_info/denshishinsei.html 【建設業許可関係】 ○ 建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新等） ○ 変更届（事業年度終了の変更届出（決算変更届）を含む） ○ 廃業届 ※ただし、事業承継等の認可申請には対応していません ※証明書の発行に関しても対応はしていません 【経営事項審査関係】 ○ 経営事項審査申請（経営規模等評価、総合評定値） ○ 再審査申請（経営規模等評価、総合評定値）
		訂正届	申請・届出内容に誤りがあった際、申請窓口では『訂正届』を提出しているが、電子申請では同様の届出はできないのか？	■ 本電子申請システムでは、 訂正届には対応しておりません 。窓口や郵送等での届出をお願いします。
手数料	手数料の支払い方法について	ネットバンキング	『Pay-easy』を使つての手数料支払いは、ネットバンキングのみが対応可能な方法となるのか？	■ 『Pay-easy』を利用する場合は、ネットバンキングを介しての手数料支払いとなります。 （システムにおいて、『Pay-easy』金融機関のインターネットバンキングによるお支払い）を選択した場合）
		POS	POSシステムを利用して手数料を支払う場合は、どのような手続となるのか？	■ 従来の窓口と同じようにPOSシステムを利用して手数料を支払う場合は、POSレジのある手数料支払窓口（大手前りそな・別館 1 階・咲洲 1 階）でお支払いいただき、窓口で手出しているPOS用紙を郵送にてお送りください（窓口直接手渡しも可）。 ※POS用紙を送付する場合は、紛失トラブルを回避するため必ず記録の残る郵便でお願いします。 ・POSシステムによる手数料納付については、以下のホームページをご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/tesuryonounyu-henkou/index.html
		POSほか	POSシステムを利用するの支払いの場合は、支払場所はどこになるのか？コンビニ等でも、支払えないのか？	■ POSシステムを利用するの支払は、POSレジのある手数料支払窓口（大手前りそな・別館 1 階・咲洲 1 階）のみとなります。コンビニなど、他の支払窓口には対応していません。
	代理人申請での手数料支払い		代理人による申請の場合、代理人からではなく、申請者から電子収納により直接手数料を支払うことができないのか？	■ 現行システムの仕様上、代理人申請を行った場合に申請者本人から電子収納で直接手数料を支払うことは出来ません。
認証	「GビズID」の利用について		「GビズID」の利用にあたって、行政書士としての登録はしているが、事業者側としての登録も必要となるのか？	■ 事業者側からの手続も必要となります。詳しくは、デジタル庁のホームページをご覧ください。専用電話番号もご確認してください。 ・ デジタル庁ホームページ：https://gbiz-id.go.jp/top/ ・ 電話問合先：0570-023-797

種 別			質 問 内 容	回 答 （ 補足情報等 ）
システム仕様	実務経験の証明について		電子申請システムでの申請の場合は、青書きの扱いはどのようなのか？	■本電子申請システムでは、青書き（経験期間の記録）には対応しておりません。必要となる場合は、窓口での申請・届出をお願いします。
	委任状について	委任日	委任状を生成した際、委任の日付が、申請・届出を作成した日にならないが？	■電子申請システムにおける委任状の委任日については、「GビズID」を取得する際に委任した日付となります（委任の有効期間を無期限とすることが可能）。実際の申請・届出日とは異なりますが、委任内容に問題が無ければ委任日が異なっても問題ありません。
		委任者情報	当初、「GビズID」で登録した情報から所在地や商号等が変更しており、委任状に現在の情報を反映することができないが、どうしたら良いか？	■建設業許可に係る変更届等が完了しており、「GビズID」に登録している情報から、現在の情報までの履歴が確認できるのであれば問題ありません。 ただし、「 GビズID 」に登録している情報の変更手続きについて、速やかに行ってください。
運用取扱	決算変更届について	府様式の添付	決算変更届を届出する際、届出内容を入力することによって、システムで自動的に「変更届出書」の法令様式が作成されるが、府様式の「変更届出書」の添付も必要となるのか？	■必要となります。申し訳ございませんが、同じ内容にはなりますが添付をお願いします。 （「大阪府建設業法施行細則」において、添付が義務付けられているため） ※大阪府ホームページ （ https://www.pref.osaka.lg.jp/o130200/kenshin/ken_info/denshishinsei.html ）において、別途必要となる様式を一覧表で掲載しておりますのでご確認ください。
	納税証明書について	原本取扱	電子申請を行う際、PDFファイルで取り込んで申請する事になると思うが、追って原本を郵送等にて対応する必要はないのか？	■追って、原本を郵送等する必要はありません。
	経営事項審査の書面による結果通知について	通知用封筒	窓口申請においては、申請時において結果通知書を封入する封筒へ送付先を記載していたが、電子申請の場合はどうなるのか？	■大阪府で準備をしますので、特段対応する必要はありません。
	電子申請と窓口紙申請との併用による申請について		同一許可業者において、いったん電子申請を行ったのち、その後に窓口紙申請を行う事は可能なのか？	■手続として、対応は可能です。 （ただし、手続きの記録や、閲覧書類等が煩雑になる可能性があるためご注意ください）
閲覧	電子閲覧について	閲覧範囲	電子閲覧システムの運用も開始したが、インターネット上で申請書を閲覧することは可能なのか？	■電子申請システムを介して申請・届出をした手続きについては、法令で閲覧対象となっている様式等は、電子閲覧にて閲覧することは可能となります。 以下ホームページから、電子閲覧を行うことが可能です。 （ https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/ ）
			例えば、年毎に決算変更届を電子申請と窓口紙申請を交互に行った場合の閲覧は？	■電子閲覧ができるのは、あくまで電子申請システムを介して届出を行ったもののみです。
		閲覧期間	電子閲覧における、閲覧対象期間はいつまで？	■窓口で閲覧されている対象期間と同様です。